

広 報

2022年3月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※4月のレセプト提出日は 4月7日（木）です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1)「薬物専門講師証明書交付申請書」の提出について

東京都福祉保健局から別紙のとおり、本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。

つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている会員の方で、添付資料に記載の「証明の要件」を満たして薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5月20日（金）までに東京都薬剤師会事務局職能対策課へご提出をお願いいたします。

お問合せ/提出先：

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21

東京都薬剤師会職能対策課安西

TEL；03-3294-0096 FAX；03-3295-2333

E-mail：syokunou@toyaku.or.jp

2)「あやしいヤクブツ連絡ネット」ホームページのご案内及び「クスリの個人輸入に注意！」リーフレットのご紹介

一般社団法人 偽造医薬品等情報センター事務局より、「あやしいヤクブツ連絡ネット」ホームページの周知および厚生労働省の作成した「クスリの個人輸入に注意！」リーフレット等の紹介に関する連絡がありました。

次の URL からご参照下さい。

○あやしいヤクブツ連絡ネット

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医薬品・医療機器＞
薬物乱用防止に関する情報

あやしいヤクブツ連絡ネットリーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/Kojinyunyu2022_leaflet_1115_web.pdf

あやしいヤクブツ連絡ネットポスター

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/Kojinyunyu2022_A3poster_1115_web.pdf

3) 新型コロナウイルス抗原定性検査キット検査の環境整備について

厚生労働省より日本薬剤師会を通じて無料事業に係る「抗原定性検査キットの供給」が改善傾向にあり、無料検査事業についてはこれまでの2倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれる旨が示されました。

なお、優先順位については従来通りとのことです。

詳細については添付資料をご参照ください。

4) 東京都委託「健康食品に関する安全性情報共有事業」へのご参加及び健康食品による健康被害事例収集へのご協力のお願い

東京都健康安全研究センターより、別紙のとおり、健康食品に関する安全性情報共有事業並びに健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集への協力依頼がありました。

つきましては、これまでの収集事例を取りまとめた資料及び薬局店頭等に貼付いただくポスターを送付いたします。

健康食品による健康被害事例の更なる収集にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、「健康食品との関連が疑われる健康被害事例」は、医療関係者向けとなっておりますので、患者や顧客等に直接配布することがないよう、薬局等での内部資料としてお取扱ください。

5) 令和4年度 認知症サポート薬剤師面接授業(e-ラーニング講座スクーリング)のご案内(予告)

認知症サポート薬剤師 e-ラーニング講座(<https://www.toyaku.or.jp/>)の受講終了者を対象としたスクーリング(面接授業)を次のとおり開催いたします。

申込期間や申し込み方法については決まり次第ご案内いたします。

日 時：令和4年5月22日(日)12:30～16:30

場 所：慶應義塾大学 芝共立キャンパス 2号館 4階 460大講堂

内 容：

- ・認知症サポーター養成講座基本カリキュラム
- ・グループワーク(情報共有を目的とした話し合い)
- ・認知症患者ご本人と看護の立場からの語り

講 演：「認知症になって、楽しく過ごす時間が大事」(仮)

講師 認知症患者ご本人及びパートナー

* 内容は一部変更になることがあります。詳細は東京都薬剤師会 HP「認知症サポート薬剤師を目指して」(<http://www.toyaku.or.jp/improvement/progress/dementia.html>)でご確認ください。

受講資格：e-ラーニング講座を受講終了された、または当日までに終了予定の薬剤師

受講料：無料

申込期間・方法：決まり次第改めてご案内いたします

※研修受講単位：2 単位(予定)

※今後の感染状況によっては開催方法が変更されることがあります。

6)「重篤副作用疾患別対応マニュアル」のホームページ掲載について

「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の新規作成、改定等が行われ、厚生労働省ホームページに掲載されました。

なお、新規作成、改定又は時点修正を行った「重篤副作用疾患別対応マニュアル」は、厚生労働省ホームページに掲載されております。ご参照ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/11/tp1122-1.html>

7)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局に関する留意事項について

すでにお願ひした内容ではありますが、改めて次の点について研修修了者の先生方にご確認、ご対応をお願いいたします。

①緊急避妊薬の備蓄ならびに地域で必ず調剤に対応できる体制構築を確実に行うこと、

②研修修了者の異動、退職などにより薬局の対応状況に変更があった場合には速やかに修了証を発行した都道府県薬剤師会に連絡し名簿の修正を行うこと。

また、地域で緊急避妊薬を必要とする患者への対応のため、今一度地域の産婦人科医やワンストップ支援センターの連絡先等を把握するほか、全国共通短縮番号(#8891)の活用等、適切な患者対応を行うための地域での関係機関との連携体制の確保をお願いいたします。

なお、緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧、ワンストップ支援センターの一覧のほか、患者への説明を行う際に使用する情報提供書等および薬局の対応状況を変更する際の届出様式等については、日本薬剤師会ホームページにも掲載されております。

○日本薬剤師会ホームページ>薬局関連情報>オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について

<https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/online/index.html>

8)第 99 回 日本薬剤師会臨時総会について(ご報告)

去る 3 月 5 日に開催された第 99 回日本薬剤師会臨時総会において、別紙のとおり報告及び決議が行われましたので、ご報告申し上げます。

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 臨時総会のご報告

3月25日(金) 豊島区薬剤師会臨時総会が薬業会館にて行われました。議題はすべて可決されましたのでご報告させていただきます。

2) 豊島区薬剤師会ホームページリニューアルについて

当会ホームページを全面リニューアルいたしました。

今回のリニューアルでは、皆様により使いやすく、より分かりやすいWEBサイトを目指し、レイアウトやデザインを一新しました。

パソコンの他にスマートフォンやタブレットからアクセスした際にも、より使いやすく快適にご利用いただけるホームページになっております。

また、一層安全に当ウェブサイトをご利用いただけるよう、すべてのページについて、常時SSL化を実施いたします。

常時SSL化（https化）はインターネット上でやり取りされるデータを暗号化することで安全に送受信し、「改ざん」や「なりすまし」等を防ぐ仕組みです。

■URLがhttpからhttpsに変更になりました。

（例：トップページ）

変更前 <http://www.toyoyaku.jp>

変更後 <https://www.toyoyaku.jp>

なお、【http】のままアクセスされた場合でも、自動的に【https】に切り替えられますが、ブックマークやお気に入り登録されている場合や当ウェブサイトへのリンクを掲載されている場合には、お手数ですが変更後のURLへの変更をお願いいたします。

■会員向けページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

3) 新型コロナワクチン配付事業について

新型コロナワクチンの第3回目接種のため、接種拠点施設へ配付を行う事業が令和4年1月より再開されております。

なお、モデルナワクチン、および5～11歳用ファイザーワクチンについても同様に当会が配付を開始しております。

また、4月より接種拠点施設においてファイザーとモデルナ両方の取り扱いが可能となりました。両者の取り扱い施設については拠点薬局へお知らせいたします。

拠点薬局におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

4) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

会員入会

秋山 智哉（A） セラピア薬局 南池袋1-2-2 FLCビル地下1F

会員変更

伊藤 成一（A）→ 田代 有紀子（A） 北大塚薬局

会員数報告

A会員	111名
B会員	13名
賛助会員	3名
合計	127名

保険部より

1) 数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について (04. 3. 19 都薬事務連絡)

今般、「数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品」のうち「2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品」に以下の医薬品が追加されました。

- バリシチニブ
- ファビピラビル
- モルヌピラビル

また、数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の一覧は豊島区薬剤師会保険部ページより閲覧が可能となっておりますのでご確認ください。

豊島区薬剤師会保険部ページ>令和4年3月資料>03_数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について (04. 3. 19都薬事務連絡)

https://drive.google.com/file/d/1Fu_CtIHTN1BM5G0FV01ov05H_4m_IRN6/view?usp=sharing

2) 後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて (04. 3. 14 都薬事務連絡)

昨年9月にお知らせしたところですが、依然として代替後発医薬品の入手が困難な状況が続いていることを踏まえ、今般、日本薬剤師会より出荷停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等（後発医薬品調剤体制加算及び後発医薬品減算の算出割合に係る取扱い）が取りまとめられました。当該取扱いについては、令和4年9月30日を終期としているほか、報告時期等も示されています。

詳細および「別添1・診療報酬の取扱い」「別添2・後発医薬品使用体制加算等における加算等の算定対象から除外する品目」につきましては、豊島区薬剤師会ホームページの保険部>後発医薬品の供給と後発医薬品調剤体制加算関連のフォルダの「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」をご参照ください。

<https://drive.google.com/drive/folders/1fZGGZB8GC6LIY2wEafFTpbNOYBREVKEX?usp=sharing>

3) 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について (04. 3. 19 都薬事務連絡)

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、必要な配慮措置を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とすることとなりました。

・令和3年度における周知広報について

本見直しについては、国民への丁寧な周知の観点から、施行に先立ち、令和3年度においても周知広報を行うこととしております。

今般、周知に用いるリーフレットを別添1のとおり作成いたしました。リーフレットは下記の厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、医療機関における配架や患者に対する配布等に御活用いただけるようお願い申し上げます。

・厚生労働省ホームページ

『令和3年度制度改正について（後期高齢者の窓口負担割合の変更等）』（URLは以下のとおり）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuoken/newpage_21060.html

「周知広報リーフレット」に、PDF形式で掲載しております。

4) 健康サポート薬局に関するQ & Aについて(その4) (04. 33. 19 都薬事務連絡)

健康サポート薬局に関する新たなQ & Aが出ましたのでご確認ください。

【常駐する薬剤師の資質について】

(問1) 「健康サポート薬局に関するQ & Aについて(その2)」(平成29年4月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)の(問8)において、「通常予定している開店時間が基準を満たしているのであれば、学校薬剤師の用務のために一時的に薬局を閉局することをもって、直ちに「平日の営業日には連続して開局すること」等の要件を満たさないと判断するものではない。」としている。

学校薬剤師の用務以外にも緊急時の在宅対応や健康サポート薬局に関する取組のためにやむを得ず一時的に薬局を閉局することをもって、直ちに「平日の営業日には連続して開局すること」等の要件を満たさないと判断するものではないと考えてよい。

(答) 貴見のとおり。ただし、健康サポート薬局は、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するための取組を行う必要があるため、開店時間内は常時研修修了薬剤師が薬局内で勤務しているという原則に鑑み、閉局が常態化しないように留意すること。

【健康サポートに関する取組の周知】

(問2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)第32(8)③(ウ)及び(エ)において、「スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告のホームページ」及び「地域の住民向け広報誌」における情報発信が例示されているが、自治体や地域の薬剤師会等の関係団体が健康増進に関する情報発信を目的として作成しているホームページなどに、当該薬局における健康サポートに関する取組を紹介しているウェブサイト(誰もが閲覧できる動画投稿サイト、SNSを含む。)のリンクを掲載することでも差し支えないか。

(答) 貴見のとおり。なお、健康サポートに関する取組を紹介しているウェブサイトのコンテンツについて、虚偽・誇大とにならないようにするとともに、不適切な広告活動とにならないよう注意すること。

5) 令和4年度診療報酬改定に関連する届出について

令和4年度診療報酬改定に伴い、施設基準の届出が一部必要になります。該当する場合は令和4年4月20日(必着)までに関東信越厚生局へ届出をお願いいたします。

○調剤基本料(区分が変更になる場合のみ、区分変更がない場合は届出不要)

○後発医薬品調剤体制加算(引き続き算定する薬局は区分変更がない場合でも要届出)

○地域支援体制加算(区分が変更になる場合のみ、区分変更がない場合は届出不要。在宅実績に関しては令和5年3月末日まで経過措置のため、その時点で再度届出が必要になることが想定されます)

5)【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。
URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLSOTVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

4月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和4年4月27日（水）20:00-21:30

場所：今回は情報通信機器（Zoom）を用いて実施いたします。

内容：（仮）「トラベルメディスン関連の話題」

講師：公益社団法人豊島区薬剤師会 副会長 佐藤 栄輔

☆今回の勉強会は日本薬剤師研修センターの認定単位となります。

☆オンライン開催により、申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和4年4月1日（金）9:00～4月15日（金）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

4月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

4月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
2日(土)			池袋萬盛堂薬局	あうる薬局
3日(日)	東池薬局	こまごめ薬局	ホサカ薬局	駒込中央薬局
9日(土)			あかまつ薬局	北池薬局
10日(日)	マロン薬局大塚店	上池袋薬局	チチブ薬局	佐藤薬局
16日(土)			かもめ薬局	北池薬局
17日(日)	いろり薬局	さの薬局	あけぼの薬局 南長崎店	めぐみ薬局
23日(土)			平和通り保健薬局	あうる薬局
24日(日)	チチブ薬局	ヒバリ薬局	ポラム薬局	めぐみ薬局
29日(金)	高田馬場薬局	アリス薬局 大塚店	西池薬局	佐藤薬局
30日(土)			あけぼの薬局 南長崎店	北池薬局

長崎休日診療所派遣

4月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

4月	
3日(日)	長崎調剤薬局
10日(日)	エンゼル薬局
17日(日)	西池薬局
24日(日)	長崎調剤薬局
29日(金)	よつば薬局池袋西口店

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2022年2月売上金額 ￥3,148,387

2022年2月仕入金額 ￥3,326,128—

○相談件数

2月	件数
薬局からの在庫確認	150
薬局からの処方箋応需	1
患者からの処方箋応需	2
医療用医薬品についての相談	2
医療機関の紹介	2
一般用医薬品についての相談	0
その他	11
合計	168

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

2月	休日夜間	48枚
	その他	244枚

○情報発信

豊島区薬剤師会は豊島区から災害時用防災井戸水質検査委託を受け、毎年2月に会員薬局の協力のもと水質検査のための井戸水採水を行っています。

今月の情報発信では災害時用防災井戸水水質検査の流れとその必要性についてまとめました。

阪神・淡路大震災時の水道回復には早いところでも1ヶ月以上を要し(2月末)、神戸市では4月17日でした。

水道回復までの期間、多くの人達が通常の1/10程度の水で生活を送り災害時の水の確保が課題となりました。また、断水のため初期消火が可能であった火災も消火が出来ず、その後の延焼につながったとの報告もあります。これを教訓に防災井戸の重要性が見直され各自治体が防災井戸の指定、定期的な水質検査を行っています。

豊島区では区内手押しポンプ井戸所有者の中から災害時、初期消火用水及び生活用水確保に協力可能な井戸を募り、要件を満たす井戸(約40基)を防災井戸と指定しています。

防災井戸の維持管理は所有者が行い、井戸水の水質検査は豊島区から委託を受け、年1回薬剤師会が行っています。採水は薬剤師会から依頼された会員薬局が指定井戸所有者に事前連絡後に採水を行い、検査は外部業者で実施します。

日常使用されていない井戸では、いわゆる「呼び水」を流し入れる必要があります。また、検査採水する前には、配管中のたまり水を流しだすため、採水前に水をよく流す(約5分)ことが重要となります。

豊島区薬剤師会では採水した井戸水は検査機関(東京顕微鏡院)に10項目(硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・pH値・臭気・味・色度・濁度・大腸菌・一般細菌)の検査を依頼しています。尚、水道法に基づく水質基準では51項目が定められています。

本年度、あうる薬局は4基の井戸水を採水しその結果は、1基の井戸水より大腸菌が検出されました。結果は井戸所有者に通知しています。この井戸については飲料とする場合には煮沸が必要となります。(ただし、豊島区では非常時の飲用水は水道水を利用するように伝えています)

参考文献

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/2-5-1.html

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/pa17_000000002.html

https://www.sakusei.or.jp/saku_04.htm

文責 本多

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
2月	949	1,019	57	66	91	108

理事会報告

2022年3月9日（水）午後8時45分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 小林理事
大澤監事

○報告事項

1. 学術・DI担当報告
2. 防災公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告

○協議事項

1. 令和3年度決算における公益事業：収益事業計上比率変更の件
令和3年度決算における公益事業：収益事業計上比率について、これまでの5:5より最近の実情の調査にもとづいた2:8の比率に変更し遡及適応することが承認された。
2. 池袋あうる薬局臨時出動報酬の件
池袋あうる薬局臨時出動報酬額が決定された。
3. 来年度予算の件
来年度予算案が承認された。
4. 令和4年度の資金調達及び設備投資の見込みの件
令和4年度は資金調達及び設備投資を行う予定がないことが承認された。
5. 臨時総会開催方法の件
現地での出席を前提とし出席が出来ない会員は委任状もしくは議決権行使書を提出することが承認された。
6. 発災時の緊急医療救護所への出動担当の件
「豊島区 災害時薬剤師登録証明書」の有効期限などを確認したうえで今後検討をしていくこととなった。

○審議事項

1. 新会員入会承認の件
セラピア薬局秋山智哉先生のA会員としての入会が承認された。
2. 池袋あうる薬局自転車買替の件
池袋あうる薬局自転車の買替が承認された。
3. 池袋あうる薬局年度末棚卸に伴うセンター受付業務休業の件
3月31日（木）池袋あうる薬局年度末棚卸に伴うセンター受付業務の休業が承認された。
4. 池袋あうる薬局自転車の業務中における保険の加入の件
池袋あうる薬局自転車の業務中における保険の加入が承認された。

豊島区薬剤師会の活動（2月）

- 2／ 3 池袋あうる薬局運営委員会
- 8 レセプト受付
- 9 豊島区薬剤師会 理事会
- 14 豊島区保健福祉審議会
- 18 豊島区国民健康保険運営協議会
豊島区薬剤師会 勉強会
- 19 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
豊島区薬剤師会 第2回地区薬剤師研修会
- 28 豊島区認知症施策推進会議
豊島区医師会病院・防災・救急部講演会

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認いただき受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしておりません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アジャストAコーワ錠40mg	錠	
内	アルロイドG内用液5%200ml	本	
内	イグザレルトOD錠15mg	錠	
内	イルアミクス配合錠LD「DSPB」	錠	
内	カルデナリンOD錠0.5mg	錠	
内	ジャドニュ顆粒分包360mg	包	
内	ジルテックドライシロップ1.25%	g	
内	スルカイン錠100mg	錠	
内	セレニカR顆粒40%	g	
内	ソラナックス0.4mg錠	錠	
内	ニューロタン錠25mg	錠	
内	バラシクロビル錠500mg「SPKK」	錠	
内	ビフロキシシン配合錠	錠	
内	ラベプラゾールNa錠5mg「サワイ」	錠	
外	リバスチグミンテープ18mg「サワイ」	枚	
外	ロゼックスゲル0.75%	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	アモバン錠7.5	錠
内	クレメジンカプセル200mg	C
内	シアリス錠10mg	錠
内	バラシクロビル錠500mg「アスペン」	錠
内	ビソルボン錠4mg	錠
内	メソトレキセート錠2.5mg	錠
内	ランデル錠40	錠
外	ビトラ軟膏0.1%5g	本

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

2 受講した薬物専門講師研修 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

今年度の申請対象者は、

・証明番号の上二桁が“19”より小さい方(有効期間の終期が令和4年9月30日より前の方)

・これまで証明書の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

です。

記載例 (令和4年版)

薬物専門講師

※ 証明の申請は、令和4年4月1日から5月末日までに、所属する団体を経由して行ってください。

※ 証明書は3年間有効です。令和4年度に更新が必要な方は、令和4年9月が期限となっている方です。

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒163-8001

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくわ たろう
氏 名 薬務 太郎

押印欄は廃止

(電話番号 03-5320-4505)

証明番号 新規

更新の場合は、現在お持ちの証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、“新規”と御記入ください。

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

今年度に申請される際は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

1 講師を務めた薬物乱用防止講

令和元 年 5 月 10 日 実施	開催場所 (学校名など) 都庁小学校
令和2 年 9 月 17 日 実施	開催場所 (学校名など) 薬務高等学校
令和3 年 1 月 14 日 実施	開催場所 (学校名など) 麻薬対策区民センター

令和元年度から令和3年度までに受講したもの

2 受講した薬物専門講師研修

令和4年2月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載され講師証明書の交付を申請する者については「新

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の貼付をお願いいたします。
(受講カードが手元にない場合は貼付不要です。)

研修受講カード

氏 名 薬 務 太 郎

【研修名】 令和3年度 薬物専門講師研修

【受講日】 令和4年2月 受講済

福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日
22福保健薬第2064号

改正 令和3年3月30日
2福保健健第2272号

1 目的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

2 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

3 証明の対象者

原則として、東京都福祉保健局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

4 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

5 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を經由して行うこととし、団体は、申請書を取りまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

6 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

7 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を經由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

8 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年3月19日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

厚生労働省より日本薬剤師会を通じ無料事業に係る「抗原定性検査キットの供給」が改善傾向にあり旨の連絡が参りましたのでご連絡いたします。



日薬業発第468号

令和4年3月9日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 田尻 泰典

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その8）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の発生及び感染者の急増等により抗原定性検査キットの供給に優先付けがなされたことを受け（本年1月28日付け日薬業発第410号参照）、無料検査事業については、都道府県が設定した1日当たり検査件数の範囲内で行うこととされておりました。

この度厚生労働省より、抗原定性検査キットの供給が改善傾向にあり、無料検査事業についてこれまでの2倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれる旨が示されたことを受け、抗原定性検査について、まずは都道府県内の1日当たりの検査件数を都道府県毎の計画値対比2倍以内まで可能とされましたので、お知らせいたします。都道府県とご連携の上ご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今般の連絡は無料検査事業に係るものであり、優先順位に係る事務連絡の取扱いには継続しておりますので、併せてご了解の程お願いいたします。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（令和4年3月4日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

※ 無料検査事業に係る情報については以下のページを確認いただくほか、都道府県と緊密に連携をお取りいただくようお願いいたします。

- ・内閣官房「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」ページ

<https://corona.go.jp/package/>

- ・内閣官房・内閣府「地方創生」ページ

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 > 地方公共団体向け文書 > 1-3. 検査促進枠

<https://www.chisou.go.jp/tiki/rinjikoufukin/jimurenaku.html>

事務連絡
令和4年3月4日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

○ 検査キット等の行政検査への優先供給に伴う検査実施について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（以下「令和4年1月27日付事務連絡」という。）において、PCR検査試薬等・抗原定性検査それぞれについて、1日当たりの検査件数を都道府県毎に設定して頂いた計画値の範囲内で行って頂くようお願いしたところです。

今般、厚生労働省より、抗原定性検査キットの供給が改善傾向にあり、無料検査事業についても、当面これまでの2倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれ、さらに供給量の確保に取り組む旨が示されました。

これに伴い、厚生労働省と協議した結果として、抗原定性検査について、まずは都道府県内の1日当たりの検査件数を令和4年1月27日付事務連絡に基づく都道府県毎の計画値対比2倍以内まで可能としますので、各都道府県においては、このことを御了知の上、必要な対応をお願いします。今後、行政検査分も含め、十分な供給が確保され次第、抗原定性検査キットを用いた無料検査の件数についても更に増やす予定であることを申し添えます。

また、上記件数の範囲内での検査実施に向けて、引き続き、新規に参入する検

査拠点の必要検査件数にも配慮しつつ、検査拠点ごとに、検査実績等に照らし、1日当たりの適切な検査件数を指示して頂くようお願いします。

なお、本事務連絡の内容について、厚生労働省と協議済みであること、また、厚生労働省から抗原定性検査キットを取り扱うメーカー及び医薬品卸売販売業者に対して、無料検査事業の用途による抗原定性検査キットの発注について適切に対応を行うよう、周知を行うことを申し添えます。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 4 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した
無料検査事業への対応について

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和 4 年 1 月 27 日付け事務連絡）等により、需給が安定するまでの間、医療機関や地方自治体における行政検査（優先Ⅰ）、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間の短縮のための検査（優先Ⅱ）など、必要な用途に確実に供給されるようにするため、優先度に応じた適正な流通をお願いしているところです。

地域的な需要の偏り等に対応するため、当面、引き続き本取扱いを継続しつつ、さらなる供給量の確保に取り組んでいく予定ですが、抗原定性検査キットの供給が改善傾向にあり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業についても、当面、これまでの 2 倍程度の検査実施に十分な抗原定性検査キットの供給が可能と見込まれます。

こうした見通しを踏まえ、別添のとおり、内閣府・内閣官房から各地方自治体に対し、無料検査事業の 1 日当たりの検査件数の上限をこれまでの 2 倍とする旨の通知がされたことから、優先Ⅲとされている無料検査事業の用途による発注についても、適切に対応を行っていただくようお願いします。

なお、同内容について、メーカー各社に対し通知している旨、申し添えます。

令和4年3月1日

公益社団法人東京都薬剤師会会員の皆様へ

健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集に御協力ください

健康食品は、多くの都民に利用されている一方、一部で健康被害を起こした例も報告されています。東京都では、平成18年7月から、公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会と連携し、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害の情報を幅広く収集し、学識経験者による分析・評価を行い、健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止に努めています（健康食品に関する安全性情報共有事業）。

健康食品と健康被害事例との因果関係を検討し、今後の服薬指導等に資する情報を提供するため、より一層の情報の蓄積が必要となります。健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集について、会員の皆様の御協力を改めてお願いします。

また、これまで本事業により収集した、健康食品との関連が疑われる健康被害事例の集計結果を作成しましたので、御確認ください。

なお、健康食品の原材料等と健康被害との因果関係については、確定できた事例はありませんでしたので、情報の取扱いについては御留意願います。

※東京都消費生活総合センターから、分析・評価の依頼のあった事例については、平成30年度から「健康食品」による健康被害事例専門委員会の分析・評価の対象としています。

問合せ先

東京都健康安全研究センター企画調整部

健康危機管理情報課食品医薬品情報担当

電話：03-3363-3472

公益社団法人東京都薬剤師会薬事情報課

電話：03-3292-0735

医療関係者向け

健康食品との関連が疑われる健康被害事例

1 収集事例について

令和 3 年 5 月までに報告され追加調査を実施した 6 事例及び令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までに収集した 3 事例の計 9 事例で、症状別の件数は下記のとおりです。

肝機能障害、皮膚症状、吐き気、下痢	各 2 件
動悸	1 件

2 健康被害事例

令和 4 年 1 月に開催された東京都食品安全情報評価委員会令和 3 年度第 2 回「健康食品」による健康被害事例専門委員会（以下「専門委員会」という。）における検討の結果、東京都医師会及び東京都薬剤師会宛情報提供すべきとされた事例がありましたので、収集した事例を関連情報とともにお知らせします。

(1) 健康食品の摂取によると疑われる肝機能障害を発症した事例（2 事例）

①ウコンを含有する製品により肝機能障害を発症したと疑われる事例

摂取期間	年齢・性別	基礎疾患及び治療薬	症状・異常所見等
約 1 か月	60 代男性	C 型肝炎、うつ病 (治療薬：トラゾドン、レスミット、スルピリド)	肝機能検査値がかなり悪化、摂取中止により改善

本事例は、患者本人に自覚がないまま健康被害が発生・進行したが、定期検査で医師が発見し、摂取中止により改善した事例です。

肝機能障害は皮膚症状や消化器症状とは違って自覚しにくく、重大な健康被害につながる可能性があります。また、ウコン製品は、一般に「肝臓に良い」というイメージがあり、患者は主治医に相談することなく摂取していることもあります。患者対応時の参考としていただくと共に同様の事例がないか積極的な聞き取りをお願いします。また、健康食品の利用について、主治医に相談することの重要性の周知をお願いします。

なお、平成 24 年に日本医師会がウコンによる肝障害等について、注意喚起を行っています。

<日本医師会ホームページ>

【ウコンについて】 <https://www.med.or.jp/people/knkshoku/ukon.html>

②クレアチン水和物、L-カルニチン塩酸塩、白インゲン豆抽出物を含有する製品により
重篤な肝機能障害を発症したと疑われる事例

摂取期間	年齢・性別	基礎疾患及び治療薬	症状・異常所見等
約1か月	60代女性	なし	皮膚症状（かゆみ、発赤、小丘疹）、消化器症状（腹痛、下痢）、肝機能障害（濃縮尿、皮膚・眼球的黄染、白色便） 血液検査結果：総ビリルビン 10.5、直接ビリルビン 8.2、ALP257、LDH348、AST515、ALT1253、γGTP405 腹部造影 CT 検査：上腹部リンパ節軽度腫脹、肝内胆管軽度拡張～peritoneal edema、胆嚢壁肥厚 血液検査結果（2回目：一週間後）：総ビリルビン 4.4、直接ビリルビン 3.4、LDH233、AST163、ALT511、γGTP331

本事例は、ダイエット健康食品を摂取したところ、摂取開始3週間頃から強い倦怠感が出現しましたが、製品のパンフレットに「虚脱感が表れるが30日以上服用継続で食事バランスの変化があらわれる」とあったため、摂取を継続したところ肝機能障害を発症した事例です。

基礎疾患もなく服薬していない患者であっても、健康食品の摂取により重篤な肝機能障害が発生することがあります。患者対応時の参考としていただくと共に同様の事例がないか積極的な聞き取りをお願いします。また、健康食品の摂取により、身体に何らかの症状が生じた際、速やかに摂取を中止し医師に相談することの重要性についても周知をお願いします。

なお、本製品は医療機関経由で購入した可能性が高いと思われます。医療機関で購入した健康食品で体調不良が生じた場合は、当該医療機関以外の医療機関に相談することが望ましい場合もあります。

（2）健康食品の摂取によると疑われる皮膚症状を発症した事例（2事例）

①魚コラーゲンを含有する製品により局所性の皮膚症状を発症したと疑われる事例

摂取期間	年齢・性別	基礎疾患及び治療薬	症状・異常所見等
不明 (短期間)	50代女性	坐骨神経痛 (治療薬：アルファカルシドール、カロナール)	顔の発疹及びかゆみ

②イミダペプチドを含有する製品により全身性の皮膚症状を発症したと疑われる事例

摂取期間	年齢・性別	基礎疾患及び治療薬	症状・異常所見等
2日	90代男性	喘息、亜鉛欠乏症、骨粗鬆症、前立腺肥大 (治療薬：ブデホル、ノベルジン、ミノドロン酸、デュタステリド)	全身の発疹

健康食品の摂取により、局所的・全身的な皮膚症状（かゆみ・発赤・発疹等）が発現した事例は、これまでも多数報告されています。患者対応時の参考としていただくと共に、今後も、同様の事例がないか積極的な聞き取りをお願いします。

また、健康食品の利用者の多くは、「健康食品の摂取により健康被害が起こり得る」こと自体を認識していない可能性も考えられます。この点について、改めて患者に対し周知し、加えて健康食品の摂取日等について記録を残すこと等の指導をお願いします。

(3) ビタミンD、カルシウムを含有する健康食品の摂取により吐き気を生じたと疑われる事例
(2事例（同時摂取のため症例としては1件）)

摂取期間	年齢・性別	基礎疾患及び治療薬	症状・異常所見等
1か月半	80代女性	骨粗鬆症 (治療薬：エディロール、メナテトレノン)	吐き気

本事例は、骨粗鬆症治療薬（エディロール）が減薬となった患者が、主治医に相談することなく、ビタミンD含有の製品、およびカルシウム含有の2製品を同時に利用した結果、吐き気（治療薬の添付文書に記載の症状）を生じた事例です。事前に薬局薬剤師からは、治療薬と健康食品とを併用しないようにとの指導があったにもかかわらず、自己判断により利用していたものです。

高齢者で基礎疾患があり医療用医薬品を服用している場合は、健康食品との併用により有害事象を受けやすい可能性があります。患者対応時の参考としていただくと共に同様の事例がないか積極的な聞き取りをお願いします。

医療関係者向け

健康食品に関する安全性情報共有事業

健康食品との関連が疑われる健康被害事例

(平成18年7月1日～令和3年11月30日)

令和4年3月

東京都健康安全研究センター

目 次

1 経緯

2 原材料別健康被害事例

- (1) グルコサミン又はコンドロイチンを含有する製品
- (2) ウコンを含有する製品
- (3) コラーゲン又はヒアルロン酸を含有する製品
- (4) コレウス・フォルスコリ、デキストリンを含有する製品
- (5) メリロート、イチョウ葉を含有する製品
- (6) 酵母（ミネラル酵母を含む）を含有する製品
- (7) ビタミンCを含有する製品
- (8) ロイヤルゼリーを含有する製品
- (9) ノニを含有する製品
- (10) ノコギリヤシを含有する製品
- (11) ゼラチンを含有する製品
- (12) プラセンタを含有する製品
- (13) プエラリアを含有する製品
- (14) キシリトールを含有する製品
- (15) プロポリスを含有する製品
- (16) 茶抽出物（緑茶エキス等）を含有する製品
- (17) ニンニクを含有する製品
- (18) DHA又はEPAを含有する製品
- (19) 黒酢を含有する製品
- (20) カフェインを含有する製品
- (21) 青汁（ケール）を含有する製品
- (22) 乳清たんぱくを含有する製品
- (23) 甘藷若葉（すいおう）（食経験の浅い成分）を含有する製品
- (24) ミツバチ花粉を含有する製品
- (25) ゴマペプチドを含有する製品
- (26) ナイアシンを含有する製品（海外製品）
- (27) 葛の花抽出物、イソマルツロースを含有する製品
- (28) キャンドルブッシュを含有する製品
- (29) クレアチン水和物、L-カルニチン塩酸塩、白インゲン豆抽出物を含有する製品
- (30) ビタミンD、カルシウムを含有する製品
- (31) イミダペプチド（イミダゾールペプチド、イミダゾールジペプチド）を含有する製品

3 その他特筆すべき健康被害事例

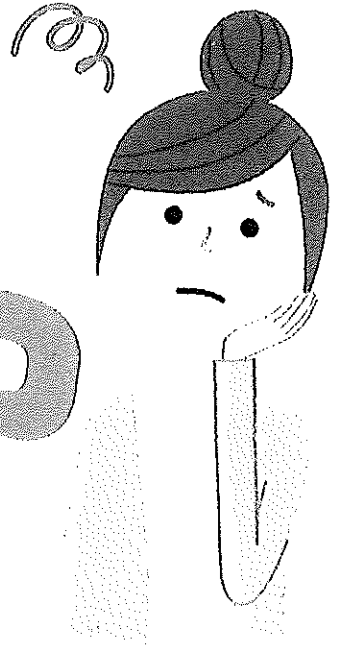
4 収集事例の集計結果

健康のために飲んだのに...

あれっ?

Supplement

Healthy



サプリ・健康食品の摂取で 体に違和感がでていませんか?

☒ 筋肉をつけようと
思ってプロテインを
飲んだらダルくなった

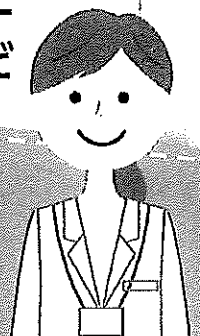
☒ サプリメントを飲んで
から肝機能検査値が
高くなった

☒ テレビで身体にいいと
言っていた健康食品を
飲んだらブツブツが
できた

☒ これまで服用していた
薬の効き目が変わった

☒ ダイエットサプリを
飲んだら下痢をした
など

少しでも気になることがあれば
薬剤師・医師にご相談ください!



「健康食品」に関する安全性情報共有事業

令和4年3月19日
東京都健康安全研究センター
食品医薬品情報担当

【概要】「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報の収集及び検討結果等の情報提供
(報告いただいた健康被害情報を「健康食品」による健康被害事例専門委員会において、分析・評価・検討し、健康被害の未然防止・拡大防止のための情報としてフィードバックする。)

【被害事例の報告先】 公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都薬剤師会

【報告方法】

所定の様式に記入

<重要項目>

- ・送信者情報
- ・摂取品に関する情報

具体的な製品名、製造者名(製品特定に必要な情報)

・患者情報

具体的な、健康被害症状(範囲や程度等、状況がわかる情報)、基礎疾患、服用医薬品

一部

「健康食品」情報共有シート

氏名	所在地
FAX	
電話	作成日 年 月 日
e-mail	※本表内の情報は東京都へ情報提供しません。

製品名: 主成分
製造者: 販売者

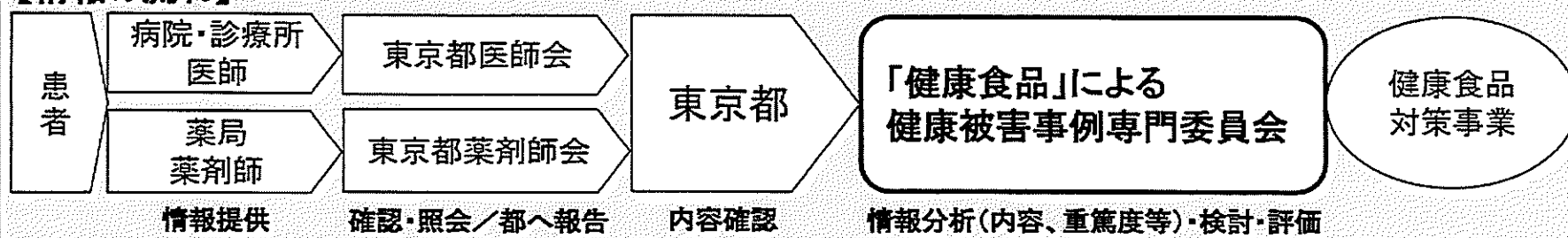
原材料

入手方法 ☐ 店頭購入 ☐ 通販・通販等 ☐ 個人輸入 ☐ 不明・その他

摂取目的 ☐ ダイエット・美容 ☐ 便秘 ☐ 婦人科疾患改善 ☐ 体積 ☐ 血圧改善 ☐ 血糖改善 ☐ 脂質改善 ☐ その他

その他: ☐ 外傷・しきり傷 (送付があれば記載不要)

【情報の流れ】 ※患者の個人情報収集しません。



	報告元	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最近6年間の報告件数	東京都医師会	13	24	6	5	6	7
	東京都薬剤師会	3	1	2	5	4	25
	合計	16	25	8	10	10	32

健康食品に係る若年層向け啓発事業

1 概要

- 高校生等の若年層をメインターゲットとして、「飲むだけで痩せられる」等の虚偽誇大広告に惑わされることなく、正しい知識による選択眼をもってもらうための啓発事業
- 若者に関心をもってもらえるように、動画を活用
- キーワードを盛り込んだ歌詞、明るい曲調のメロディ、エクササイズの要素を取り入れた振付けを作成し、オリジナルダンス動画をインターネット配信
- 都立高校ダンス部等の協力により、オリジナルダンスをアレンジしたダンス動画等を制作・配信し、同世代間への情報拡散を促進
- 事業開始：令和3年3月

2 背景

- 国立健康・栄養研究所の調査によると、高校生の約3割が何らかの健康食品の利用経験があり、自ら購入する女子では、ダイエット目的での利用が最多
- 正しい知識を持たずに、安易にダイエット健康食品を利用すると、健康被害を生じる可能性が考えられる。

3 情報発信サイト等

- 専用ホームページ
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/sentaku_gan/2020.html
- 東京都公式動画チャンネル「東京動画」
<https://tokyodouga.jp/> 「磨け！選択眼」で検索
- 新宿西口デジタルサイネージ 等



【専用 HP】



【東京動画】

【啓発事業オリジナル歌詞】

サブリは「魔法のクスリ」じゃない	でも、栄養・運動・休養 三つ揃って効果あり！ (あり！ ありあり！)	サブリは「魔法のクスリ」じゃない (Brush up, Brush up)
きれいになりたい		
元気になりたい	サブリだけでは変わらない	Shine up きっとくる
そんな私のカラダに		Shine up 素敵なミライ
ホントに足りないものはなに？ (なに？ なに？)	サブリは「魔法のクスリ」じゃない	
ちゃんと見極めて選ぼうよ	Brush up 磨こうよ Brush up 選択眼 Keep up 維持するよ Keep up 高い意識	
サブリの広告 魅惑いっぱい		



【都立三田高校ダンス部】

日 薬 発 第 2 7 4 号
令 和 4 年 3 月 7 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会 長 山 本 信 夫
(会長印省略)

第 99 回 臨時総会について（ご報告）

去る 3 月 5 日に開催した本会第 99 回臨時総会において、下記について報告及び決議が行われましたので、ご報告申し上げます。議案第 7 号（公益社団法人日本薬剤師会会長候補者及び副会長候補者選挙の件）の結果につきましては、別紙をご参照ください。

記

報告事項

報告第 1 号 令和 3 年度会務並びに事業中間報告の件

報告第 2 号 令和 3 年度補正予算の件

決議事項

議案第 1 号 公益社団法人日本薬剤師会定款一部変更の件 (承認・可決)

議案第 2 号 公益社団法人日本薬剤師会会費規程一部改正の件 (承認・可決)

議案第 3 号 令和 4 年度事業計画の件 (承認・可決)

議案第 4 号 令和 4 年度会費額の件 (承認・可決)

議案第 5 号 令和 4 年度収入支出予算の件 (承認・可決)

議案第 6 号 令和 4 年度借入金（会務運営）最高限度額の件 (承認・可決)

議案第 7 号 公益社団法人日本薬剤師会会長候補者及び副会長候補者
選挙の件（別紙参照）

以上



別紙

選挙結果

日本薬剤師会 第九十九回臨時総会 令和四年三月五日 総会出席代議員百五十名

会長候補者

定数一名・候補者数一名

当選	氏名
山本 信夫	
開局	専門分野
東京都	所属薬剤師会
七十一歳	年齢
男	性別

副会長候補者

定数五名以内・候補者数七名（記載は得票順による）

得票数	当選	当選	当選	当選	当選	当選
116票	112票	109票	101票	94票	65票	64票
渡邊 大記	安部 好弘	森 昌平	田尻 泰典	川上 純一	木村 隆次	宮崎 長一郎
開局	開局	開局	開局	病院	開局	開局
京都府	東京都	栃木県	福岡県	静岡県	青森県	長崎県
五十二歳	六十一歳	六十一歳	六十五歳	五十四歳	六十三歳	六十二歳
男	男	男	男	男	男	男

3 都薬会発第 503-1 号

令和 4 年 3 月 19 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

会 長 永 田 泰 造

「薬事衛生六法 2022」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)薬事日報社が発行する、「薬事衛生六法 2021」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「薬事衛生六法 2022」が 3 月末(予定)に発行されます。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| 1.名 称 : | 「薬事衛生六法 2022」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 薬事日報社 | |
| 3.判 型 : | B5 判変型 約 2,000 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 5,170 円(税込) |
| | 会員価格 | 4,650 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により
最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

令和 4 年 3 月 19 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「健康食品・サプリ[成分]のすべて ナチュラルメディシン・データベース
日本対応版 第 7 版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)同文書院が発行する「健康食品・サプリ[成分]のすべて<第 6 版>ナチュラルメディシン・データベース日本対応版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「第 7 版」が 4 月下旬に発刊されます。引き続き、下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、薬剤師・薬局における患者フォローアップの充実や医療機関・多職種との情報連携、地域住民に対する健康づくり支援等への取り組みに役立つ情報が掲載されているとの事です。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 名 称 : 「健康食品・サプリ[成分]のすべて ナチュラルメディシン・データベース
日本対応版 第 7 版」*書籍版
2. 発 行 : 株式会社 同文書院
3. 判 型 : B5 変型判 1, 488 頁
4. 価 格 : 定 価 10,780 円(税込)
会員価格 9,163 円(税込)
5. 送 料 : 地区薬剤師会・個人・薬局宛 無 料
6. 申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
7. 申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
8. 送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて
払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

地区薬剤師会
東京都薬剤師会 御中
(いずれかを○で囲って下さい)

幹旋図書 申込書

3 都薬会発第 503 号【4 年 3 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬局名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	薬事日報社	薬事衛生六法2022 ※3 月末発刊予定 (定価 5,170 円)	4,650	地区薬 薬局・個人 " 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
2	同文書院	健康食品・サプリ [成分]のすべて ナチュラルメディシン・データベース 第7 版 *書籍版 (定価 10,780 円)	9,163	地区薬・薬局・個人 無 料	
3					
4					
5					

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先 : 事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271